

全国労働衛生週間

10/1~10/7
(準備期間 9/1~9/30)

8月は、雨の影響もあって例年以上に蒸し暑い日が続き、熱中症予防対策に苦労されたのではないのでしょうか？

さて、10月には「全国労働衛生週間」が展開され、その準備期間が9月となっています。

全国労働衛生週間は、昭和25年に実施されて以来、今年で73回目を迎えます。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年は全国で19,000人以上発生しており、職場における感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、実態に即した感染症予防対策を徹底し継続することが必要です。

今年は、



「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして展開されます。

期間は、10月1日から10月7日までで、9月1日から9月30日までを準備期間としています。準備期間中、以下の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- ・ 過重労働による健康障害防止対策
- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- ・ エイジフレンドリーガイドラインに基づく健康づくり
- ・ 化学物質による健康障害防止対策
- ・ 石綿による健康障害防止対策
- ・ 職場の受動喫煙防止対策
- ・ 治療と仕事の両立支援対策
- ・ 職場の腰痛の予防対策
- ・ 職場の熱中症予防対策
- ・ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

以下の事項を実施するなど労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の定着を目指し連携・協力して実施しましょう。

- ・ 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・ 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ・ その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

過重労働による健康障害防止総合対策

- ・時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及びワーク・ライフ・バランスの推進
- ・労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

メンタルヘルス対策の推進

- ・「心の健康づくり計画」の策定・4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- ・労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- ・ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組



【厚生労働省HP】

過重労働・メンタルヘルス対策についてはこちらから

長崎産保センターを
ご利用ください

無料ですよ～



産業保健
活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

センターの事業は、**すべて無料**でご利用いただけます。

長崎産保 検索



9月は
職場の健康診断
実施強化月間
です



働く人ひとり一人が健康で働き続けることができるようにするには、事業者が働く人の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、適切な健康管理を行うことが必要です。

そのためには、働く人に対して

「健康診断」を実施し、その結果に基づく

「事後措置」を行うことが重要です

長崎産業保健総合支援センターの業務

長崎産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

労働者健康安全機構は、厚生労働省所管の独立行政法人です。

1 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが当センターの窓口（事前予約）、電話またはメール等で相談に応じ、解決方法を助言します。また、職場の作業環境管理、作業管理等に関して、専門スタッフが事業場を訪問し具体的な方法を助言します。

※副業・兼業労働者からの健康相談

3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

事業場から当センターへの相談を電話、メール等で受け付け、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策への取組である「心の健康づくり計画の策定」、「衛生委員会での調査審議への助言」、「教育・研修計画等の支援」、「ストレスチェック制度の導入に関する支援」等を行います。

●管理監督者向けメンタルヘルス教育

管理監督者等を対象に、管理監督者の役割や取組み事項等に関して、メンタルヘルス教育のデモンストレーションを行い、メンタルヘルス教育の方法についてご説明します。

●若年者向けメンタルヘルス教育

就労して間もない若手層の自殺防止対策のため、若年労働者に対して、セルフケアを促進するための教育を行います。

2 産業医生涯研修・産業保健セミナー

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象に産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。産業医生涯研修では日本医師会の認定産業医の資格更新に必要な単位が取得できます。

当センターのホームページ「オンライン申込み」にてお申込みください。

4 治療と仕事の両立支援

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続ける社会を目指す取り組みです。

- がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、若年性痴呆症、その他難病など、回復・継続して治療が必要となる疾病をかかえる患者（労働者）や事業場からの相談対応

- 医療機関との連携による個別調整支援
- 両立支援に関するセミナーや研修会の開催
- 事業場への個別訪問支援
- 情報提供

5 産業保健に関する情報提供等

「ホームページ」、「メールマガジンの配信」、「産業保健関係情報誌『産業保健21』の配布」などを行っています。

メールマガジンの登録は、当センターHPをご覧ください。

※③～④についての申込みは、当センターホームページから所定の申込書をダウンロードしてFAXで送付してください。